

府中市の遺跡 1
—令和 2 年度の調査 1 —

2024 年 3 月

府中市教育委員会

府中市の遺跡1

—令和2年度の調査1—

2024年3月

府中市教育委員会

《例言》

1. 本書は、令和2年度に府中市教育委員会が実施した発掘調査のうち、公費負担で実施した個人住宅等建設に伴う発掘調査等の成果についてまとめた発掘調査報告書である。

2. 本書は、府中市文化スポーツ部ふるさと文化財調査係の担当職員の協議の元、次のとおり各章を分担執筆し、編集・総括は廣瀬真理子が行った。

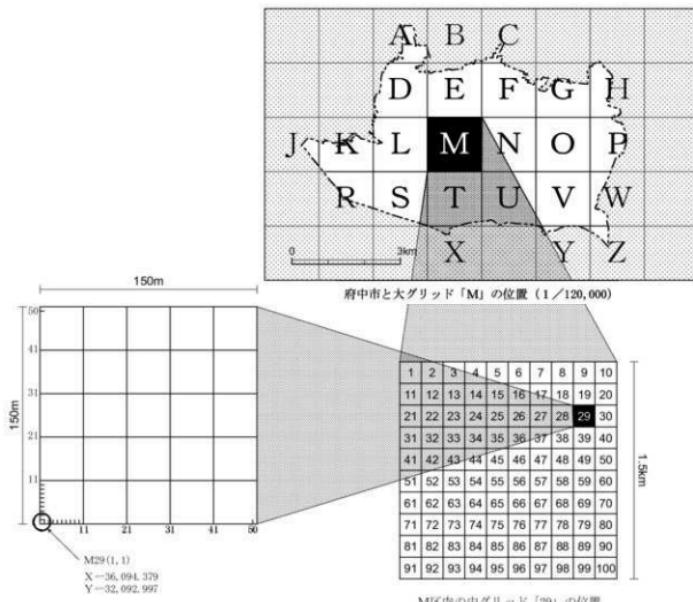
- | | |
|---------------------------|--------------------|
| 1・8・13-----廣瀬 | 2・7・12・16-----西野善勝 |
| 3・4・10・11・15・18-----野田憲一郎 | 5・6・20-----湯瀬祐彦 |
| 9・14・17・19-----佐藤梨花 | |

3. 遺構、遺物の各図版類及び遺物写真撮影等は府中市遺跡調査会が実施した。

4. 本書に関する遺物・写真・各種図面類等の資料は、府中市教育委員会が保管している。

5. 地図は、国土地理院発行の「地理院タイル」を使用した。

6. 調査地区の位置表示にあたっては、独自のグリッドを使用している。府中市域を大きく24区(A~Z、大グリッド、ただしI・Q欠番)に分け、さらにそれぞれの大グリッドの中を100区画の中グリッドに分けている(例:「M29」は、「M」が大グリッド、「29」が中グリッド)。中グリッドはさらに3mごとにラインで50等分している。(例:「M29(5, 46)」は、「M29」区で中区画の南西角を基点とし東方向に4番目のラインで小グリッド「5」、北方向に45番目のラインで小グリッドは「46」の交点を示し、またこれを南西角とした3m四方の範囲を示す。)また、この方眼の原点は第9座標系を使用している。なお、M29(1, 1)は第9座標系のX = -36094.379, Y = -32092.997(平成14年4月1日施行改正測量法に基づく値。なお、改正前の値はX = -36450.000, Y = -31800.000)である。



7. 遺構表記については、次のとおりである。

S A = 挖跡, S B = 掘立柱建物跡, S D = 溝, S E = 戸門跡, S F = 道路跡, S I = 壑穴建物跡,
S K = 土坑, S X = その他の遺構, S Z = 墳墓

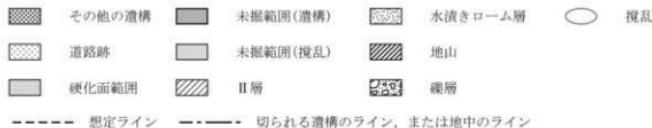
なお、各遺構は中区画ごとに連続した番号を付けている（例：1770次調査の「N 100 - S 17」はN 100区画の壙穴建物跡7番目の検出）。

8. 本市には、府中市教育委員会・府中市遺跡調査会が刊行した『府中市埋蔵文化財調査報告』、『武藏國府の調査』、文化財保護法92条に基づき民間発掘調査組織が実施した調査の報告書、東京都教育委員会が担当し法92条に基づき（公財）東京都埋蔵文化財センターが実施した調査の報告書、その他遺跡調査会が実施し刊行した報告書などがある。

今後は、実施主体に関わらず、本市域で実施した発掘調査について、適切に管理していくため、すべての報告書に通し番号を付すこととした。本書は、第238集にあたる。

《凡例》

1. 遺構図で用いた表現については次のとおりである。



2. 壑穴建物跡については、以下のスクリーントーン・表現を用いている。

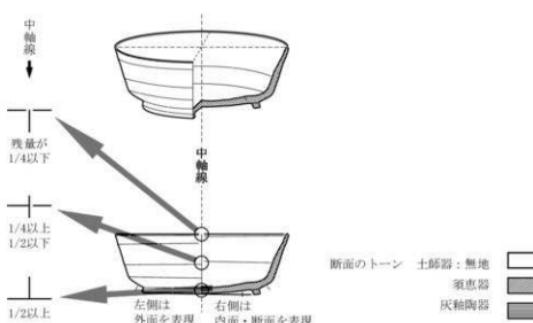


竪a 原位置を保つ用材(主に白色砂質粘土。瓦・円礫・シルト質切石等は別途表記している)

竪b 移動しているが天井部等の旧状を推定し得る用材(主に白色砂質粘土)

竪c 住居貼り床後、竪のために新たに掘削した基盤部分に充填した土(暗褐色土他)

3. 土器実測図の残存表現方法について



目次

例言・凡例

1. 令和2年度の調査概要	1
2. 1846 次調査	3
3. 1848 次調査	6
4. 1848.T 次調査	11
5. 1852 次調査	15
6. 1854 次調査	17
7. 1855 次調査	21
8. 1855.T 次調査	33
9. 1857 次調査	35
10. 1859 次調査	42
11. 1863 次調査	46
12. 1868 次調査	53
13. 1868.T 次調査	64
14. 1869 次調査	66
15. 1870.T 次調査	73
16. 1872 次調査	76
17. 1874 次調	79
18. 1874.T 次調査	89
19. 1875.T 次調査	92
20. 1878 次調査	94
抄録	

